第七号様式（第19条関係）（令元国交令20・令２国交令98・一部改正）

小銃等亡失・盗取届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

氏　　名

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第16条第３項の規定により、小銃等が亡失し又は盗み取られた旨を届け出ます。

記

１．特定警備実施計画の概要
　　【届出受理番号】　第　　号
　　【届出年月日】　　年　　月　　日
２．亡失し又は盗み取られた小銃の名称、口径及び製造番号
３．亡失し又は盗み取られた実包の種類及び数量
４．亡失し又は盗み取られたことが発覚した日時及び場所
５．亡失し又は盗み取られた際の状況
６．今後の航海予定
　⑴　寄港予定地及び日付
　⑵　特定警備実施後初めて入港し係留する本邦の港の係留施設（定まっていない場合にあっては、係留することが見込まれる係留施設）

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　亡失し又は盗み取られたことが発覚した場合は、直ちに届け出ることとする。